

園児向け環境学習教材作成委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

市内の保育園・幼稚園児（5歳児）向けに、園児の興味を惹きつけるような仕掛け等を施した環境学習の教材を作成する。この教材は、地球温暖化や環境問題に関心を持たせるきっかけづくりとして当市が主催している環境学習出前講座の内容とリンクさせ、家庭でも楽しく振り返りができるよう配布するものである。

本業務にあたっては、十分な知識と技術力並びに課題に対応する柔軟性を持ち合わせ、かつ確実な支援体制を確立することができる事業者を選定することが不可欠であるため、委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定することから、必要な事項を本要領で定める。

第2 選定方法・募集事業者数

実施事業者の選定は、「園児向け環境学習教材作成委託事業者選定委員会」において、審査を行い、1事業者を決定する。

第3 業務の概要

- (1) 件名
園児向け環境学習教材作成委託
- (2) 委託内容
詳細は、仕様書（案）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで
- (4) 委託金額上限
1,738,330円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

第4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 参加意向申出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日施行）による入札参加排除措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (5) 参加意向申出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 本事業において、公序良俗に反する事業又は特定の個人、政党若しくは宗教団体の支援を行おうとする者は、本プロポーザルへの参加は認めない。

第5 日程

本件の募集については、次の日程により行います。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始（公表）	7月9日（木）
質問受付期間	7月9日（木）～7月16日（木）
質問回答	7月21日（火）
参加申込書等提出締切	7月24日（金）
企画提案書等提出締切	8月4日（火）
審査（プレゼンテーション）	8月20日（木）
審査結果通知	8月25日（火）
契約予定日	9月上旬（予定）
本件契約期間の満了	12月28日（月）

第6 質問及び回答

本要領等に関して質問がある場合は、次により行うこと。

- (1) 質問方法：質問書（様式6）に必要事項を記入し、第14の事務局担当宛（以下「事務局」という。）に電子メールで送付すること。
- (2) 受付期間：7月9日（木）から7月16日（木）まで
- (3) 回答方法：7月21日（火）までに、質問事項と回答事項をとりまとめて、市ホームページに掲載する。

第7 参加申込

本公募型プロポーザルへの参加にあたっては、次により参加の意思表示を行うこと。なお、参加申込後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

- (1) 提出方法：事務局へ電子メールにより提出
提出された書類を確認後、市から受領のお知らせを電子メールで送付する。受領のお知らせを送付した時点をもって、参加申込が完了したものとする。
- (2) 提出期限：7月24日（金）
- (3) 提出書類
 - ①（様式1） 公募型プロポーザル参加申込書 1部
 - ②（様式2） 公募型プロポーザル参加事業者概要書 1部

第8 企画提案書等の提出

第7により参加申込手続きをした事業者は、次により企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出方法：事務局へ郵送又は持参
※郵送の場合は提出期限内に必着。持参の場合は事務局へ事前連絡すること。

(2) 提出書類

① (様式3)	企画提案書等提出書兼誓約書	1部
② (様式4)	主任担当者・業務責任者実績確認書	1部
③ (様式5)	類似業務実績等確認書	1部
④ (任意様式)	企画提案書	8部
⑤ (任意様式)	事業実施体制表	1部
⑥ (任意様式)	見積書	1部

第9 企画提案書の提案内容・作成概要

(1) 提案内容

第3(2) 園児向け環境学習教材作成委託仕様書(案)の内容を踏まえ、次の①～④の必須項目を記載した企画提案書等を作成すること。

また、任意項目の記載は自由とする。

【必須記載項目】

- ①基本コンセプト
- ②全体的な構成の提案
- ③幼稚園・保育園児が環境学習教材として興味を持って、楽しみながら環境について学べる仕掛け及び内容の提案(飛び出す、めくる仕組み、遊びの要素がある等)
- ④西東京市らしさの要素

【任意項目】

- ・その他独自の提案事項

(2) 作成概要

- ①企画提案書8部のうち、1部は表紙に事業者名を記載し、7部は無記名とする。
- ②表題は「園児向け環境学習教材作成業務 企画提案書」とする。
- ③A4版で両面印刷により作成し、表紙を含めて6ページ以内とする。
- ④文中の文字サイズ・色は指定しない。
- ⑤文中に社名またはそれを推測することができる用語は使用しない。
- ⑥言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時間等とする。

第10 選定に関する事項

(1) 審査方法

- ①審査の評価は、別添の園児向け環境学習教材作成委託事業者選定に係る公募型ポータル選定評価基準に基づき実施する。
- ②企画提案の配点の合計点について、最高点となった者を選定し、同点の場合は、委員の協議のうえ順位を決定する。
- ③参加申込が1社の場合でも審査を実施し、審査の合計点が満点の6割に満たない場

合は、事業を実施する候補事業者の選定は行わない。

- ④参加申込が5者以上となった場合は、書類提出による一次審査を実施し、上位4者をプレゼンテーション審査の対象とする。なお、一次審査においては、プレゼンテーション及び質疑応答に係る評価項目を除いて審査する。

(2) プレゼンテーション

提出した企画提案書について、次のとおりプレゼンテーションをしていただく。

- ①実施日：8月20日（木）

※実施時間及び場所の詳細は別途通知する。

- ②実施方法

プレゼンテーションの時間は15分以内とし、質疑の時間を別に15分程度設ける。提出した企画提案書のみを用いることとし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえたうえで、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションを許可する。なお、必要な機材は、参加事業者の持参を原則とするが、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するため、使用とする場合は8月14日（金）までに、事前連絡すること。

出席者の数は、補足の説明・質疑応答等を行う者を含め最大3名までとする。

- ③結果通知：8月25日（火）に連絡担当者宛に電子メールで通知する。

第11 決定手続

- (1) 本競技は、ゼロカーボン環境学習教材作成委託の契約候補事業者の選定を目的として行うものであり、契約にあたっては、提案内容に基づき、候補事業者と市の協議・調整により契約内容を決定する。
- (2) 候補事業者との協議・調整の過程で、本業務の実施が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、候補事業者の選定を取り消すこととする。
- (3) 契約に関する手続については、西東京市契約事務規則に基づくものとする。

第12 失格事項

次に示す事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが企画提案書等提出書兼誓約書を提出後に判明した場合
- (2) 提出された見積書の見積額が予算額を超過している場合
- (3) この要領に定める方法によらないで、必要書類を提出した場合
- (4) この要領に定める提出期限までに、必要書類の提出がなかった場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 提出された書類が、仕様書に基づく提案となっていない場合
- (7) この要領に定める手続以外の方法により、市職員及び市関係者にプロポーザル競技

に対する援助を求めた場合

第13 その他

- (1) 本企画提案競技参加に関する費用について、西東京市は負担しない。
- (2) 提出された書類は審査等において必要な場合、複写することがある。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。

第14 事務局

〒202-0011 西東京市泉町三丁目12番35号（エコプラザ西東京）

西東京市みどり環境部環境政策課 担当：鈴木・鹿島

電話：042-438-4042 E-mail：kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

(※メールを送信する際は、件名の最初に、【環境学習教材事業者公募】と記載してください)